
議題	テーマ提案に関する運用について
項目	保留するテーマの名称

(1) 経緯

1. 平成 25 年 3 月 11 日に開催した第 17 回基準諮問会議において、ASBJ ヘテーマ提言を行わないとされたテーマの取扱いについて、単に切り捨てることにならないようにすべきとの意見が聞かれ、議論がなされた。議論の結果、議長から、「基準諮問会議に対して提案されたテーマは何らかの課題を含むものであると考えられるため、ASBJ に提言しないものについては、保留するテーマとして取り扱い、今後適時にテーマ提言の可否を判断していくという仕組みを検討するという方向で進めていきたい」との発言がなされ、ASBJ ヘテーマ提言しないこととなったテーマについては、「保留するテーマ」とされた。

(2) 現在の状況

2. 前回の基準諮問会議までに保留となったテーマは以下のとおりである。

(会計基準レベル)

- 比較情報（第 16 回基準諮問会議提案）
- 金融商品の消滅の認識（第 16 回基準諮問会議提案）
- 完全親会社が完全子会社に無対価会社分割で事業を移転する場合の会計処理（第 18 回基準諮問会議提案）

(実務対応レベル)

- 種類株式の会計処理（第 16 回基準諮問会議提案）
- 現物分配の会計処理（第 16 回基準諮問会議提案）
- 契約に含まれるリース取引（第 16 回基準諮問会議提案）
- ポイント引当金（第 17 回基準諮問会議提案）
- リストラクチャリングに関連する引当金、早期割増退職金の会計処理（第 16 回、第 17 回基準諮問会議提案）
- 指定国際会計基準を任意適用している会社において、親会社の子会社を吸収合

併する際に子会社から受け入れる資産及び負債の適正な帳簿価額の考え方（第20回基準諮問会議提案）

3. 前回の基準諮問会議において、ASBJ へテーマ提言をしないこととなったテーマについて、複数の委員より、これらのテーマについての多くは既に結論が出たテーマであるため、「保留するテーマ」とするには違和感があるとの意見が出された。

(3) 今後の取扱い

4. 「保留するテーマ」は、基準諮問会議において審議の結果、テーマ提言に至らないと結論がでたテーマであるため、状況の変化があつた場合でも、自動的に再度テーマ提言の候補となるものではなく、その意味では「保留」という表現は正確ではない。一方で、テーマが提案された事実や提言に至らなかった経緯等は本諮問会議にとって、将来審議を行う上で重要な情報となると考えられる。
5. したがって、現在の「保留するテーマ」の名称を「過去に審議を行ったが提言に至らなかったテーマ」に変更し、参考資料として繰り越していくこととしてはどうか。

以 上